

## 令和 7 年国勢調査の概要

### 1. 概要

#### (1) 概要

- ・統計法の規定に基づき、国の人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、大正 9 年以来 5 年ごとに実施。
- ・令和 7 年に実施する調査はその 22 回目に当たる。
- ・西暦の末尾が 5 の年は、「簡易調査」、西暦の末尾が 0 の年は、「大規模調査」が実施されるため、今回は簡易調査の実施年となる。
- ・簡易調査は、調査項目が 17 項目ある。(大規模調査は 19 項目)

#### (2) 調査基準日

- ・令和 7 年 10 月 1 日 午前 0 時時点の状況を調査。

#### (3) 調査対象

調査期日において、市内に 3 か月以上常住している人（入院・入所見込含む）、移転等によって 3 か月以上にわたって住むことになっている人。

#### (4) 調査区数

| 項 目  | 令和 7 年      | 令和 2 年      | 平成 27 年     | 平成 22 年     |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 調査区  | 1, 215 (15) | 1, 175 (14) | 1, 133 (13) | 1, 048 (12) |
| 指導員数 | 124         | 119         | 112         | 105         |
| 調査員数 | 789         | 749         | 740         | 743         |
| 国調人口 | —           | 143, 913    | 137, 247    | 130, 874    |

※指導員数・調査員数は国配置人数内示による。

※調査区の（ ）は、調査区数のうち無人調査区

#### (5) 前回からの主な変更点

##### ① 調査方法の見直し

- ・スケジュールの見直し（提出期限から督促開始までの期間を 1 週間以上確保）
- ・調査困難地域等における配布方法の見直し（何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行えた時点で、ポスティング配布が可能）

##### ② オンライン回答の積極的推進

- ・オンライン調査システムの機能改善（QR コードダイレクトログイン、自身でパスワード再設定が可能となるなど）

##### ③ 広報・協力依頼の強化

- ・2 か年にわたる広報の実施

## 2. 指導員の選考

### (1) 選考要件

指導員は、次の要件を考慮して選考する。

- ・ 責任をもって指導員の事務を遂行できるものであって、原則として25歳以上の者であること
- ・ 秘密の保護に関して信頼のおける者であること
- ・ 指導力と判断力に優れている者であること
- ・ 警察、選挙に直接関係のない者であること
- ・ 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業など）に関係のない者であること

### (2) 選出方法

- ・ 指導員は、市職員の中から選出することとする。
- ・ 各部の職員配置状況を勘案した人数を配分し、部長の推薦により選出する。
- ・ 推薦基準は、主任以上参事以下の職員とする。

※地方公務員法第35条および第38条の規定による所定の措置を講じることとする。（職務専念義務の免除、兼業許可）

### (3) 配置人数

124人（概ね10調査区に1人を配置）

### (4) 任命期間（総務大臣が任命）

令和7年7月18日～12月1日

### (5) 担当する事務内容

- ・ 指導員事務説明会への出席（8月中旬頃）

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 〔 | 担当地域の確認                        | 〕 |
|   | 調査の内容・方法、世帯との応接方法、協力依頼の方法等の確認  |   |
|   | ・ 調査期間中の調査員への指導・支援、および夜間調査への同行 |   |
|   | ・ 調査書類の審査                      |   |

### 3. 調査員の選考

#### (1) 選考要件

調査員は、次の要件を考慮して選考する。

- ・ 責任をもって調査員の事務を遂行できること
- ・ 秘密の保護に関して信頼のおける者であること
- ・ 警察、選挙に直接関係のない者であること
- ・ 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業など）に関係のない者であること

#### (2) 配置人数（見込）

- ・ 1 調査区担当      3 6 3 人（3 6 3 調査区）
- ・ 2 調査区担当      4 2 6 人（8 5 2 調査区）

計   7 8 9 人（1 2 1 5 調査区）

#### (3) 任命期間（総務大臣が任命）

令和 7 年 8 月 8 日～1 1 月 7 日（3 か月間）

#### (4) 選考方法

施設・住宅管理会社等への委託および登録調査員の推薦を行い、庁内職員等への公募を行ったうえで、確保できない調査区に対して、町内会長へ調査員の推薦を依頼。

※職員（会計年度任用職員含む）から調査員を選出する場合、地方公務員法第 3 5 条および第 3 8 条による措置を講じる。（職務専念義務の免除、兼業許可）